資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一、三〇一、四三七、一〇〇円、資本準備金の額を一、二三一、四三七、一〇〇円減少し、それぞれ一〇、〇〇〇、〇〇〇円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月二十三日

広島県広島市中区上八丁堀八番八号第一ウエノヤビル六Ｆ　株式会社アクアライン

代表取締役　楯　広長

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月七日を基準日と定め、同日午後二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月二十三日

東京都港区白金台四―二―一一　株式会社カドー

代表取締役　古賀　宣行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十三日

大阪市港区弁天一丁目二番四号　株式会社ラジオ大阪

代表取締役　上野　慶子

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和八年七月十四日開催の臨時総会において、出資一口の金額を五万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和八年七月二十三日

兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目二番一七号ワールド三宮ビル二階　エムエス経営支援事業協同組合

代表理事　森　和雄

債権申出の公告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年六月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府大阪市北区中之島三丁目三番三号　株式会社旭ポリスライダー

規約型確定給付企業年金清算人　舩津　浩矢

訂正公告

令和七年十一月二十一日（号外第二五六号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、④中「東京都北区中里一丁目４番６号駒込朝日ビル303」とあるは「東京都北区西が丘２―８―６」、⑤中「本店　東京都北区中里一丁目４番６号駒込朝日ビル303」とあるは「本社　東京都北区西が丘２―８―６」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月二十三日

大阪府豊中市庄内栄町四丁目一六番三号　株式会社清源

代表取締役　平　勇希

取消公告

令和八年六月二十六日掲載の当社の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。

令和八年七月二十三日

東京都港区赤坂一―八―一赤坂インターシティＡＩＲ九Ｆ　株式会社Ａｖｉｏｎｄｏｒ　Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　沼沢　想太

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三九	改正後欄	七	（略）	権利変換手続等（第三十条―第五十二条） 権利変換手続等（第三十条―第四十八条）
〃	改正前欄	〃	（略）	

（原稿誤り）

五六ページ改正後欄一行目の前に次を加える。

第三節　分配金取得手続等

同ページ改正前欄一行目の前に次を加える。

第二節　分配金取得手続等

六九ページ上段様式第二ホ、七〇ページ下段様式第四ホ及び七七ページ下段様式第八ホ中

「

所有者の住所及び氏

」は

「

所有者の住所及び氏名

」の誤り。

七〇ページ下段様式第六（五）中

「

終りから五等簿	登記簿

」は

「

合計額	

」

の誤り。

八二ページ上段様式第二十一（二）中

「

法第142条第1項第4号

」は

「

法第142条第1項第4号

」

の誤り。

「

合計額	

」

九八

一	二	マンションの建替え等の円滑化に関する法律
一	二	マンションの再生等の円滑化に関する法律
二	〃	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則
二	〃	マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則
二～三	〃	マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則